

# 参考資料

2

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正	後	改 正	前
第一章 総則（第一条—第一条の四）			第一章 総則（第一条・第一条の二）	
第二章 教育委員会の設置及び組織			第二章 教育委員会の設置及び組織	
第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十 六条）			第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条—第十五条）	
第二節 事務局（第十七条—第二十条）			第二節 教育長及び事務局（第十六条—第二十二条）	
第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二 十九条）			第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十三条—第二 十九条）	
第四章 教育機関			第四章 教育機関	
第一節 通則（第三十条—第三十六条）			第一節 通則（第三十条—第三十六条）	
第二節 市町村立学校の教職員（第二十七条—第四十七条の四）			第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）	
第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）			第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）	
第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五 十五条の二）			第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五 十五条の二）	
第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）			第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）	
附則			附則	
（大綱の策定等）				
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する				
（新設）				

基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、

学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

（新設）

4| 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5| 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関する意見を聴くことができる。

6| 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7| 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8| 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9| 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関する必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 第二章 教育委員会の設置及び組織

### 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(設置)

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条

に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

## 第二章 教育委員会の設置及び組織

### 第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

(設置)

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条

に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては、教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教みが加入するものの教育委員会にあつては、教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第四条

(任命)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

る。

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

3| 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

3| 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(組織)

第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては、六人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては、三人以上の委員をもつて組織することができる。